

## 第2回 竹富町訪問税（仮称）審議委員会

### 議事概要

■日時：令和5年11月9日（木）9:30～11:30

■場所：竹富町役場 3階 大会議室

■出席者（敬称略）

区分	所属・職名	氏名	備考
委員	神奈川大学経営学部国際経営学科 教授	青木 宗明	委員長
	ニュー・パブリック・ワークス 代表理事	上妻 毅	
	竹富町議会 議長	大久 研一	
	竹富町公民館連絡協議会 会長	真謝 隆一	
	竹富町 副町長	山城 秀史	

（事務局関係者は省略）

### ■議題

1. 竹富町訪問税（仮称）の枠組み案と検討事項について
  - ・課税及び免除の対象について
  - ・徴収方法について
  - ・税率について

### ■議事概要

#### 議題1. 竹富町訪問税（仮称）の枠組み案と検討事項について

○事務局より、竹富町訪問税（仮称）の枠組みと検討事項について説明を行った。

○事務局より、船会社との調整・検討状況について情報共有を行った。

#### ●質疑応答の概要

- ・船会社に税を徴収してもらうための条件整備に関わるイニシャルコストについては、竹富町として可能な限り補助や助成を行うのが適切な対応だと思う。
  - ・何かしら特別徴収義務者の協力が得やすいような方法は考えたい。
  - ・徴収した訪問税の一部を民間事業者が手数料のような扱いで継続的に受け取るのは筋違いではないかを感じる。
  - ・船代とあわせて税を徴収するのであれば、船会社にとって人件費の増大等の負担はそれほどかからないと思われる。
- 特別徴収義務者への対価について、税の理論上は定められていない。宮島訪問税において廿日市市は事業者には手数料を支払っているが、竹富町で同様にする必要はない。特別徴収義務者の立場の違いや、税収を得ることが事業者の役にも立つという点も考慮して検討するべきである。
- 審議会の総意として、経常的なランニングコストの支払いは必要ないが、收受システム的设计に係る費用の補助や税収を充てて負担軽減に役立つ整備等を行うことは今後検討していくこと

が望ましい。

- ・竹富町民の扶養親族である学生等を課税対象としないことにしているが、それに当てはまらないケースで、両親が石垣在住の子供が竹富町内在住の祖父母のもとに高頻度で通っている場合もある。その場合は課税対象となるのか。

→公平性を保つため、課税対象外とする者の範囲はできるだけ狭めることが望ましい。そのため扶養ではない親族の訪問については、年払い制度で対応することが一つの選択肢となる。

- ・竹富町に住民票がなくても竹富町民の扶養親族であれば離島住民割引の対象になる。離島住民割引の対象者は課税対象外だという整理ができる。船会社としても料金収受のシステムと一致している方が運用しやすいと思う。
- ・配慮すべき対象への対応として、免除か特別扱いが考えられる。特別扱いの考え方は基本的に2つあり、年払い制度と、後から還付または補助金を出す方法である。地元の感覚が重要であり住民意見も聞きながら政治判断すべき部分である。
- ・免除にした場合、税の運用がルーズになり不公平感が出るおそれがある。特別扱いするのであれば税務課が責任をもって厳密に審査すべきである。
- ・補助金や還付の場合には税と直結していないことと、どうやって把握するのか、申告が正しいことをどのようにチェックするのかという点が難しいと想定される。

- ・町外から頻繁に竹富町へ通う介護職員等のエッセンシャルワーカーについては、介護保険を利用する場合、基本的に竹富町の補助金が利用できるのもので、事業費に税分の費用を上乗せして計上すれば対応できる。個人的に親族の介護のために竹富町へ通う方については年払い制度を利用していただくのが仕組みとしてはシンプルになる。
- ・公民館役員や空き家の管理で通う方等、様々なケースが想定される。年払い制度での対応でも仕方ないかと思う。
- ・島民感情としては島の伝統祭祀行事と一緒に継承している郷友会員も免除にしたい。伝統祭祀行事の継続は郷友会の力がないとできない。
- ・郷友会員は年払いとして、それでも新たに負担が生じるので、町として支援の検討が必要ではないか。各公民館から半額負担するといった方法も考えられる。
- ・訪問診療などについては、訪問税は徴収しつつ、別の枠組みで補助金を出すことも考えられる。
- ・幅広く情報を収集しながら郷友会、介護関係、長期にわたる工事・施工業者、サトウキビの刈り取りなど島の産業に不可欠な労働力等、経年的に実績があるものをピックアップする。さらに他にもないか、各島の住民から意見聴取をすべきではないか。
- ・町外事業者で事業実施場所が町内にある場合には、それを証明した上で年払いの申請してもらうことになるだろう。

→運用がルーズになり、コンプライアンスの問題が発生することを避けるため、年払いの対象者は分かりやすいようにできるだけ限定列挙したい。

- ・町内に事業所を持つ事業者や従業員、竹富町民の扶養控除対象者については住民と同等と考えて非課税とする。

- ・石垣市からの学校行事での訪問、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、未就学児については課税免除とする。
  - ・回数券はこれまで通りとして、別途毎回税額のみを支払いか、あるいは離島住民割引のような形で年払いの納税証明を示すか、という形にするのが良いだろう。
  - ・厳密にいうと顔写真をつけないと納税証明の貸し借りが発生してしまう。その照合を船会社に委託できるかどうかという問題はある。
  - ・オーバーツーリズムの問題意識は島によって違う。観光客を増やしたいという島もあるため、それを考えると一律で税を徴収するのは悩ましいところである。
- 税率が高い場合、観光振興を阻害するのではないかという意見もあるが、新しい税収を島々の活性化やまちづくりに活用していくといったメリットへの転換についても考える必要がある。
- ・新しい税制の導入によって不利益を被る可能性のある事業者については、役場としても、生じ得る不利益を念頭に支援措置を考えていることを示す必要がある。
  - ・子どもの税率については、港での徴税手続きから考えても子どもの区別は難しいので、大人と同等に扱う方が合理的である。子どもも含めて来ていただける地域にするという意味も含めて、子どもを別とした料金設定はしないこととしたい。

(※税率について、金額に係る検討内容は非公開としている。)

以上